

公募型随意契約（除染作業業務委託） の手續きに係る資料

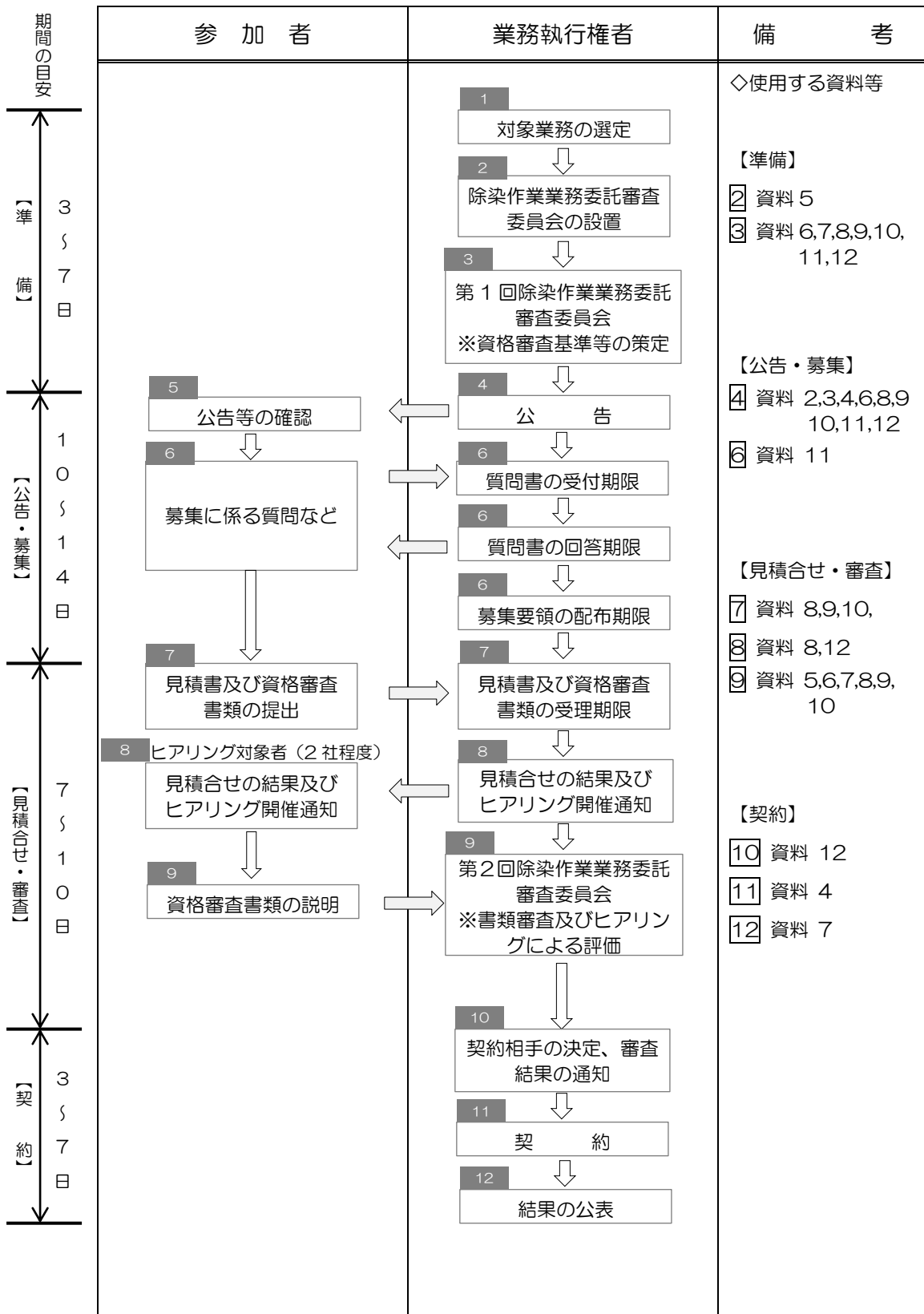
- 資料1 公募型随意契約 見積合せ・契約手續きフロー
- 資料2 見積書の提出に関する説明書（契約の方法及び見積の条件）（例）
- 資料3 公募型随意契約公告（除染作業）（例）
- 資料4 除染作業業務委託契約書
- 資料5 福島県除染作業業務委託審査委員会設置要綱
- 資料6 福島県除染作業業務委託評価項目及び評価基準表
- 資料7 福島県除染作業業務委託審査結果
- 資料8 資格審査書類作成ガイドライン
- 資料9 資格確認書（企業の実績・企業の工事等規模実績）
- 資料10 資格確認書（技術者の除染業務講習状況、資機材の保有状況）
- 資料11 設計図書に関する質問書
- 資料12 見積合せ結果について（通知）

平成24年1月改訂

福島県生活環境部

※赤字は初版からの改訂箇所を示す。

◇公募型随意契約 見積合せ・契約手続きフロー



注) 除染業務の主たる工種が建設工事に準ずる場合は入札参加条件等審査委員会に報告が必要。

3 応募手続等

(1) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、設計図書等に関する質問書（様式第3号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、公募型随意契約公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

(2) 現場説明会は行わない。

4 見積書の提出

(1) 公告、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、現場等を熟知のうえ見積書を提出すること

(2) 公告が掲載されているホームページの「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、見積書の提出を行うこと。

(3) 除染業務共同企業体または地域維持型共同企業体で応募する場合、代表者はあらかじめ他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状を作成し、見積書提出時に当該委任状を提出すること。

(4) 代理人による見積書の提出

ア 代理人による見積の場合は、見積に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、確認を受けること。

イ 応募する者は、次に該当する者を見積書提出の代理人にしてはいけない。

ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ) 契約の相手方が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ) 上記ア)からオ)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 応募する者又は見積書提出の代理人が、当該見積書提出に対する他の応募者の代理をすることはできない。

(5) 見積書等を提出した後の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(6) 見積回数は原則として、2回までとする。

(7) 見積書のあて先は、「福島県」とすること。

(8) くじによる順位の設定

有効な見積書のうち、最低価格となる見積書提出者が複数あり、順位の設定ができない場合は、「くじ」によりその順位を設定する。

5 見積の条件等

見積の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 見積書の記載金額

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって**契約金額**とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 最低制限価格

本業務では、最低制限価格を設定**することができる**。最低制限価格の設定方法及び算定額は、非公表と**することができる**。

6 資格審査書類の提出

(1) 公告、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、現場及び「資格審査書類作成ガイドライン」等を熟知のうえ技術資格審査書及び資格確認書を提出すること

技術資格審査書とは、①見積内訳書、②施工体制、③工程表

資格確認書とは、①企業の実績・企業の工事等規模実績、②技術者の除染業務講習受講状況、③資機材の保有状況

本資料に基づき、見積額の低い順に審査委員会による資格審査（ヒアリングを含む）を実施し、契約候補者を決定する。なお、資格審査会の日程については、対象者へ別途通知する。

7 契約の相手方等の公表

(1) 契約の相手方の公表について

契約の相手方が決定した時点で、契約の相手方及び見積額を公表する。

(2) 公募結果の公表及び方法について

ア **公募**結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

8 契約保証金

(1) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条**第1項第1号から第3号の規定**のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

9 見積書の無効等

- (1) 見積書は、次に掲げる場合又は公告に掲げる条件に違反した場合、無効とする。
- ア 鉛筆書きによる見積書
 - イ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書
 - ウ あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書
 - エ 日付がない又は公告日から見積書の提出日までの期間内の日付となっていない見積書
 - オ 委託名、委託番号、委託箇所のいずれかが記載されていない見積書
 - カ 委託名、委託番号、委託箇所のいずれかが公告と一致しない見積書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
 - キ 郵便により提出された見積書
 - ク 委任状を持参しない代理人が提出した見積書
 - ケ 同一事項の見積書の提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
 - コ 同一人が同一事項に対して2通以上の見積書を提出した場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
 - サ 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の見積書
- (2) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その見積書を無効とする。
- (3) 見積金額が最低制限価格を下回る見積書は失格とする。

10 その他

- (1) 見積書提出の辞退について
- ア 見積書提出時に辞退をする場合は、その旨を明記した見積書を直接提示する。
 - イ 見積書提出を辞退した後の撤回は、認めない。
 - ウ 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (2) 公募の取りやめ等
- 応募者が不穩の行動をなす等の場合において、契約の相手方の決定を適正に行うことができないと認められるときは、当該応募者の参加を認めない、又は見積書の提出日の延期、若しくは取りやめることがある。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、入札参加資格制限を行うことがある。
- (4) 書類は原則としてA4判とすること。
- (5) 被災者等の雇用について
- 本業務の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

除染作業委託業務 公募型随意契約用

見積書の提出に関する説明書（契約の方法及び見積の条件）（例）

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により随意契約とする。

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募するものは、次に掲げる条件及び公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による建設業の許可を受けている者である場合、建設業法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定による測量業者の登録を受けている者である場合、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定による建築士事務所の登録を受けている者である場合、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 契約の相手方として不適當でないことを証するために、契約時に別紙「誓約書」及び「役員等名簿」を提出すること。

公募型随意契約公告（除染作業）（例）

下記の除染作業業務委託について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県〇〇〇〇事務所長 〇〇〇〇

1 業務概要

委託業務番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
委託業務名	除染作業業務委託	
委託業務箇所	〇〇郡〇〇町〇〇地内（県道〇〇線外）	
委託業務概要	面的除染 建築物 N=〇〇棟、路面清掃 L=〇〇m A=〇〇m ² 側溝清掃 L=〇〇〇m	
完成期限	〇〇年〇〇月〇〇日限り（又は工期〇〇〇日間）	
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する業務である。
作業形態	・この業務については、単体企業又は特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体での実施を認める。	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業

建設業許可	該当なし	許可業種	—	・該当する場合は、建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
本店の所在地	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者、または福島県内に委任先である支店・営業所を有する者であること。		
企業の実績	過去5年以内に公共機関から工事または業務の受注実績があること	・元請（JVの場合は、代表構成員に限る。）なお、ここでいう公共機関とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した受注実績がある者であること。		
企業の工事等規模実績	〇〇,〇〇〇千円以上	・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの受注金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。ただし、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。		
除染電離則及び厚生労働省が「ト」ラインの遵守		・「東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）」及び「除染業務に従事する労働者の障害防止が「ト」ライン」に基づく作業指揮者と労働者を必要数確保していること。		
資機材の保有	NaIシンチレーション式サーベイメータ 又はCsIシンチレーション式サーベイメータ 〇台以上	必要	・左記を原則とする。必要台数を確保していること。 機材の台数は、会社所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。	

資機材の保有	ガバミューカウター 〇台以上	必要	・左記を原則とする。必要台数を確保していること。 機材の台数は、会社所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。
	高圧洗浄機 OMPa 以上 〇台以上	必要	・左記を原則とする。必要台数を確保していること。 機材の台数は、会社所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。
	その他資機材 〇〇〇〇	必要なし	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。

(2) 除染業務共同企業体の場合

構成員の数	・2者または3者であること。		
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及び構成員共通の資格要件を満たす者1者又は2者の組合わせであること。		
結成方法	・自主結成であること。		
各構成員の出資比率	・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。		
代表構成員の資格要件	建設業許可	該当無し	・2(1)単体企業の場合と同じ
	許可業種	—	・2(1)単体企業の場合と同じ
	本店の所在地	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	県内		
	企業の工事実績	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	過去5年以内に公共機関から工事または業務の受注実績があること		
	企業の工事等規模実績	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	〇〇,〇〇〇千円以上		
	技術者の除染業務講習	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	該当 〇人以上		
資機材の保有	Naイオン交換式シャベーター 又はCsイオン交換式シャベーター 〇台以上	必要	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。 機材の台数は、共同企業体所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。
	ガガミューカター 〇台以上	必要	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。 機材の台数は、共同企業体所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。
	高圧洗浄機 〇MPa以上 〇台以上	必要	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。 機材の台数は、共同企業体所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。
	その他資機材 〇〇〇〇	必要なし	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。
構成員共通の資格要件	建設業許可	該当無し	・2(1)単体企業の場合と同じ
	許可業種	—	・2(1)単体企業の場合と同じ
	本店または支店・営業所の所在地	・県内とは、福島県内に本店を有する者、または福島県内に委任先である支店・営業所を有する者であること。	
県内			

(3) 地域維持型共同企業体の場合

構成員の数	・実情に応じ円滑な共同作業が確保できる数であること。		
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及び構成員共通の資格要件を満たす者の組み合わせであること。		
結成方法	・自主結成であること。		
各構成員の出資比率	・構成員で自主的に定める。		
代表構成員の資格要件	建設業許可	該当無し	・2(1) 単体企業の場合と同じ
	許可業種	—	・2(1) 単体企業の場合と同じ
	本店の所在地	・2(1) 単体企業の場合と同じ	
	県内		
	企業の工事実績	・2(1) 単体企業の場合と同じ	
	過去5年以内に公共機関から工事または業務の受注実績があること		
	企業の工事等規模実績	・2(1) 単体企業の場合と同じ	
	〇〇,〇〇〇千円以上		
	技術者の除染業務講習	・2(1) 単体企業の場合と同じ	
	該当 ○人以上		
資機材の保有	Naイオン交換式シャベーター 又はCsイオン交換式シャベーター ○台以上	必要	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。 機材の台数は、共同企業体所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。
	ガガミューカター ○台以上	必要	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。 機材の台数は、共同企業体所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。
	高圧洗浄機 〇MPa以上 ○台以上	必要	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。 機材の台数は、共同企業体所有台数及び協力会社所有台数（下請含む）のうち業務期間中に実質的に使用することが可能な台数とする。
	その他資機材 〇〇〇〇	必要なし	・左記を原則とする。必要な機材を確保していること。
構成員共通の資格要件	建設業許可	該当無し	・2(1) 単体企業の場合と同じ
	許可業種	—	・2(1) 単体企業の場合と同じ
	本店または支店・営業所の所在地	・県内とは、福島県内に本店を有する者、または福島県内に委任先である支店・営業所を有する者であること。	
県内			

3 応募手続等

本件は、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書及び資格審査書類の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書等の提出日時などは次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	平成〇〇年〇月〇日(〇)～ 平成〇〇年〇月〇日(〇)	〇〇郡〇〇町〇〇 福島県〇〇〇〇事務所
設計図書等の質問	平成〇〇年〇月〇日(〇)～ 平成〇〇年〇月〇日(〇)	〇〇郡〇〇町〇〇 福島県〇〇〇〇事務所 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 電子メール 〇〇〇〇@pref.fukushima.jp
質問の回答予定	平成〇〇年〇月〇日(〇)	福島県〇〇〇〇事務所ホームページ ※ 見積書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
見積書及び資格審査書類の提出日時及び場所	平成〇〇年〇月〇日(〇) 午後〇〇時～	見積書及び資格審査書類は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 〇〇郡〇〇町〇〇番地 福島県〇〇合同庁舎 〇〇会議室 ※ 見積書の提出後に資格審査を行います。
資格審査(ヒアリング)日時及び場所 ※対象者のみ	平成〇〇年〇月〇日頃(予定)	〇〇郡〇〇町〇〇番地 福島県〇〇合同庁舎 〇〇会議室(予定) ※対象者には、詳細を別途通知します。

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、ヒアリングによる応募資格の審査を行い、応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 契約確定の時期

本業務の契約については、地方自治法第234条第5項の規定により両者が記入押印したときに確定する。

8 その他

その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県〇〇〇〇事務所総務課
電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
ファクシミリ 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
電子メール 〇〇〇〇@pref.fukushima.jp

〈参考〉 見積書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類
資格審査書類（技術審査書及び資格確認書）
代理人による場合は、委任状

除染作業業務委託契約書

1 委託業務の名称

2 履行場所

3 履行期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

4 業務委託料 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者 は、各々の
対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に
従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有
する。

平成 年 月 日

発注者 住所

氏名 福島県
(契約権者)

印

受注者 住所

氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第10条に定める受注者の主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
 - 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項及び第5項の規定は、発注者が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 6 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第6条 受注者は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
 - 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

- 第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の主任技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(主任技術者)

第10条 受注者は、業務における技術上の一切の事項を処理する主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

2 主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(社内審査員)

第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の審査を行う社内審査員を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。社内審査員を変更したときも、同様とする。

2 社内審査員は、前条第1項に規定する主任技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(主任技術者等に対する措置請求)

第14条 発注者は、主任技術者若しくは社内審査員又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に

請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第25条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした

損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第46条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(3) 材料に関する損害

損害を受けた材料で通常妥当と認められるものに相応する業務委託料とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第30条 発注者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条、第27条、前条、第33条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に

協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第33条 発注者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、業務委託料が50万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）から受領済みの前払金額を差し引いた額以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後

の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。

- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分引渡し）

第37条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定して得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

（第三者による代理受領）

第38条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第32条（第37条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第39条 受注者は、発注者が第34条又は第37条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第40条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第3項又は第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第41条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 主任技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定に該当しないことを証する書類として、契約時に別紙「誓約書」及び「役員等名簿」を提出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第42条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 受注者が、独占禁止法第66条に規定する審決(同法第66条第3項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第42条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を、第46条の2第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第42条によるときは受注者が負担し、第43条又は第44条によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条又は第42条の2によるときは発注者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注

者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第46条の2 受注者は、第42条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第42条の2第1項第1号から第4号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当販売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 第42条の2第1項第5号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険)

第47条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.1パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

第49条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第50条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第51条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うこ

とができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

福島県知事 殿

年 月 日
住所（又は所在）
社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

福島県除染作業業務委託審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県除染作業業務委託について、公募型随意契約による委託業者の選定を厳正かつ公平に行うため、福島県除染作業業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 資格審査書類の審査及びヒアリングによる評価を実施し、委託候補者を選定すること。

(委員)

第3条 審査委員会は次に掲げる者により構成する。

例)

- | | |
|------|-----------------|
| 委員長 | 〇〇部次長（〇〇担当） |
| 副委員長 | 〇〇部 〇〇課長（発注担当課） |
| 委員 | 〇〇課長（関係各課3名程度） |

※発注公所毎に審査委員会を設置する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係者を審査委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員長)

第4条 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故等があるときには、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の設立に関わる会議は事務局が招集する。

- 2 資格審査書類の審査及びヒアリングに関わる会議は委員長が招集する。
- 3 審査委員会は委員（委員長、副委員長を含む。）の過半数の出席によって成立する。
- 4 委員については、代理（委員の属する課の主幹又は副課長）出席を認める。

(資格審査書類の審査及びヒアリング)

第6条 委員（委員長を含む。）は、事務局から資格審査書類の確認依頼を受けた場合には、各審査委員はその内容を確認し、事務局へ結果を報告する。

- 2 審査方法は、最低金額で見積もりした者から順に審査し、各委員（委員長、副委員長を含む。）が行った資格審査書類の審査及びヒアリングの評点結果を合計し、300点以上*（または平均60点以上）となった者が出た時点で終了し、その者を委託候補者とする。 ※審査者が5名の場合

3 各委員の評点結果に大きな差が見られた場合は、審査委員会で慎重に対応を協議すること。

(守秘義務)

第7条 委員（委員長、副委員長を含む。）は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(責務)

第8条 委員（委員長、副委員長を含む。）は、見積合わせの参加者に対していかなる援助も行ってはならない。

(事務局)

第9条 事務局は（例）〇〇部〇〇課に置く。

※発注公所毎に事務局を設置する。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別途定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

福島県除染作業業務委託評価項目及び評価基準表

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
見積内訳 20点	見積りの妥当性 ・金額の妥当性 ・主要工種の有無 ・安全費の有無 ・環境管理費の有無 ・その他必要な事項	・主要工種の数量及び金額が適切 ※低入札の場合は、適切な金額の補填方法を確認	20点
		・主要工種の数量及び金額が一部不適切	5点
		・主要工種の数量及び金額が不適切	0点
		得点	/20点
		[審査者意見]	
施工体制 20点	施工体制の妥当性 ・工種の有無 ・下請けの妥当性 ・技術者配置 ・保有資格 等	・主要工種を担当する体制の技術力及び組織力が適切 ※下請けがある場合は、元請けが総合監理を行うことを確認	20点
		・主要工種を担当する体制の技術力及び組織力が一部不適切（不十分）	5点
		・主要工種を担当する体制の技術力及び組織力が不適切 ※丸投げの場合は失格	0点
		得点	/20点
		[審査者意見]	

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
工程計画 20点	工程計画の妥当性 ・実施手順 ・ネットワーク工程 ・地形、気象条件等の諸条件の反映 ・フォローアップ体制 ・工期厳守	・工程及びフォローアップ体制が適切	20点
		・工程は適切だが、フォローアップ体制が不適切(不十分)	5点
		・工程及びフォローアップ体制が不適切	0点
		得点	/20点
		[審査者意見]	
その他 審査項目 20点	社内管理基準 ・安全管理 ・放射線管理 ・竣工書類 等	・社内管理体制や安全管理等が特に優れている	20点
		・社内管理体制や安全管理等が妥当	10点
		・社内管理体制や安全管理等が不適切	0点
		得点	/20点
		[審査者意見]	
ヒアリング 20点	現場の実質的な 監督者の適正 ・業務の理解度 ・コミュニケーション能力 ・保有資格 ・取組姿勢 等	・監督者の能力が特に優れている	20点
		・監督者の能力が妥当	10点
		・監督者の能力が不適切(不十分)	0点
		得点	/20点
		[審査者意見]	

福島県除染作業業務委託審査結果

委託業務名	福島県除染作業業務委託
-------	-------------

開催年月日	見積合せ	資格審査及びヒアリング
	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

審査者	福島県除染作業業務委託審査委員会
-----	------------------

参加者 (資格審査書類の提出者)	見積合せ の順位	審査員数	評価項目毎の得点					総得点 委員数×100点	適否
			見積内訳	施工体制	工程計画	その他 審査項目	ヒアリング		
			20点/委員	20点/委員	20点/委員	20点/委員	20点/委員		

※合格基準:各委員(委員長、副委員長含む)の合計点の平均点が6割以上であること。

資格審査書類作成ガイドライン

このガイドラインは、福島県除染作業業務委託について、公募型随意契約による受託者の選定を厳正に行うため、「見積書の提出に関する説明書（契約の方法及び見積の条件）6 資格審査書類の提出」に示す技術資格審査書及び資格確認書の作成方法を示すものである。

1 技術資格審査書

(1) 見積内訳書

応札した金額の内訳（主要工種・数量・金額・諸条件）が示される資料であり、本資料を基に**応募者**の業務執行能力の有無を判断する。

様式は任意様式でかまわないが、記載事項については福島県総務部入札監理課ホームページで公開している様式「見積内訳書」を参考とする。

【入札監理課ホームページ：[工事等入札関係様式](#)】

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=14556

(2) 施工体制

業務を適切に執行するために必要な施工体制が示される資料であり、本資料を基に**応募者**の業務執行能力の有無を判断する。

様式は任意様式でかまわないが、記載事項については福島県総務部入札監理課ホームページで公開している様式「(様式第2号) 元請・下請関係者一覧表」を参考とする。

【入札監理課ホームページ：[元請・下請関係適正化（県発注工事）](#)】

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15408

(3) 工程表

業務を工期内に竣工させるため具体施策等が示される資料であり、本資料を基に**応募者**の業務執行能力の有無を判断する。

様式は任意様式でかまわないが、ネットワーク工程を用いて作成のこと。また、併せて社内のフォローアップ体制について記載のこと。

2 資格確認書

(1) 企業の実績・企業の工事等規模実績

業務を適切に執行するために必要な企業体制が示される資料であり、必要に応じて提出を求め、本資料を基に**応募者**の業務執行能力の有無を判断する。

様式は、資料9「資格審査書（[企業の実績・企業の工事等規模実績](#)）」を基本とする。

(2) 技術者の除染業務講習受講状況

業務を適切に執行するために必要な企業体制を確立するための講習を受講しているかが示される資料であり、必要に応じて提出を求め、本資料を基に応募者の業務執行能力の有無を判断する。

様式は、資料10「資格審査書（技術者の除染業務講習受講状況、資機材の保有状況）」を基本とする。

(3) 資機材の保有状況

業務を適切に執行するために必要な機材等を有しているかが示される資料であり、必要に応じて提出を求め、本資料を基に応募者の業務執行能力の有無を判断する。

様式は、資料10「資格審査書（技術者の除染業務講習受講状況、資機材の保有状況）」を基本とする。

様式

資格確認書（企業の実績・企業の工事等規模実績）

商号又は名称

工事等名				
発注者				
施工場所				
契約金額	百万円	百万円	百万円	百万円
工期	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
工事等の概要				
○一般土木等 （延長、幅員、 構造物形状、 工法等）				

- ※ 対象は国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注の工事とします。
- ※ 工事等单位に最近の工事から1件記入してください。なお、5件以上記入される場合は同様式を複数枚使用してください。
- ※ 工事等の概要は要点を簡潔に記入してください。
- ※ 共同企業体の場合は、いずれかの構成員の実績について記入してください。

様式

資格確認書（技術者の除染業務講習状況）

商号又は名称

技術者氏名	(年齢 歳)		
講習名	除染業務従事者講習会※	〇〇〇〇講習会※	除染則（労働基準監督署）
受講日			
受講番号			
技術者氏名	(年齢 歳)		
講習名	除染業務従事者講習会※	〇〇〇〇講習会※	除染則（労働基準監督署）
受講日			
受講番号			

【記入上の注意】 指定された人数以上の技術者を記載してください。
 ※県主催の講習会等の受講者数を確認する場合に使用して下さい。

資格確認書（資機材の保有状況）

機 材 名		NaI シンチレーション式 サーベイメータ	CsI シンチレーション式 サーベイメータ	ガンカメラ-カウンター	高圧洗浄機 (OMPa 以上)	その他機材
保有台数 (台)						
内 訳	会社所有台数 (台)					
	協力会社所有台数 (台)					

【記入上の注意】 業務期間中に実質的に使用することが可能な台数を明記のこと。

様式

設計図書等に関する質問書

年 月 日

(執行権者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
電 話 番 号
(作成担当者)

委託番号	第 号
委託名	
質 問 事 項	

第 号
平成 年 月 日

(ヒアリング対象者) 様

福島県〇〇部〇〇課長

見積合せ結果について (通知)

福島県除染作業業務委託の公募型随意契約について、見積合せの結果、貴社をヒアリング要請者として選定しましたのでお知らせします。

つきましては、下記によりヒアリングを実施しますので、本業務に現場の実質的な監督者として配置予定の者を出席させてください。

記

1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

2 場 所 ヒアリング会場：〇〇〇〇〇〇〇〇
控 え 室：〇〇〇〇〇〇〇〇

3 注意事項

(1) ヒアリングは〇〇〇【注：公開又は非公開を記載する。】で実施する。【注：公開の場合であって、ヒアリング対象者の他者のヒアリングの傍聴の可否について定めた場合はその旨を記載する。】

(2) 本業務に現場の実質的な監督者として配置予定の者が説明するものとし、その他2名までが出席できるものとする。

(3) ヒアリングの内容は、技術資格審査書類である見積内訳書、施工体制、工程表を補足する説明（プレゼンテーション）及び審査委員からの質疑とし、新たな資料の配布は認めない。

【注：必要に応じて、ヒアリングに使用するパソコンその他の機材の準備について指定すること。】

(4) ヒアリングの時間は、1社当たり〇〇分とし、最初に〇〇分間のプレゼンテーションを行い、残り〇〇分以内で質疑応答を行う。

(5) ヒアリング開始時間10分前までに控室に入室すること。

(6) ヒアリングの順番については、予め事務局にて公正・公平に決定する。

(事務担当 〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

第 号
平成 年 月 日

(ヒアリング対象者にならなかった者) 様

福島県〇〇部〇〇課長

見積合せ結果について (通知)

福島県除染作業業務委託の公募型随意契約について、見積合せの結果、貴社はヒアリング要請者として選定されませんでしたのでお知らせします。

(事務担当 〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

第 号
平成 年 月 日

(委託候補者) 様

福島県〇〇部〇〇課長

見積合せ結果について (通知)

福島県除染作業業務委託の公募型随意契約について、審査の結果、貴社を委託候補者として選定しましたのでお知らせします。

(事務担当 〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

第 号
平成 年 月 日

(委託候補者にならなかった者) 様

福島県〇〇部〇〇課長

見積合せ結果について (通知)

福島県除染作業業務委託の公募型随意契約について、審査の結果、貴社は委託候補者として選定されませんでしたのでお知らせします。

なお、選定されなかった理由については、この通知の翌日から2週間以内に書面で説明を求めることができますので申し添えます。

(事務担当 〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)